

議案第75号

米原市特別会計条例の一部を改正する条例について

米原市特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

令和6年3月31日をもって米原市駐車場事業特別会計を廃止するため、この案を提出するものである。

米原市特別会計条例の一部を改正する条例

米原市特別会計条例（平成 17 年米原市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 4 号を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 米原市駐車場事業特別会計の令和 5 年度分の収入および支出ならびに決算については、なお従前の例による。

米原市特別会計条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため次の特別会計を設置する。</p> <p>（1）～（3） 略</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため次の特別会計を設置する。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4） 米原市駐車場事業特別会計</u></p>	<p>・米原市駐車場事業特別会計の廃止に伴う改正</p>